

下水道法施行令

内閣は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号、第四条、第八条、第十一条第一項及び第三項、第十二条第一項、第十六条（第三十一条において準用する場合を含む。）、第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十四条第一項及び第二項、第二十八条第二項（都市下水路の維持管理に係る部分に限る。）、第二十九条第一項及び第二項、第三十条、第三十二条第十項（第三十八条第六項において準用する場合を含む。）並びに第四十条の規定に基き、この政令を制定する。

#### （都市下水路の最小規模）

第一条 下水道法（以下「法」という。）第二条第五号に規定する政令で定める規模は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げるるものとする。

一 主として製造業（物品の加工修理業を含む。以下同じ。）、ガス供給業又は鉱業の用に供する施設から排除される汚水を排除し、又は処理するために設けられるもの

二 その他のもの（当該下水道の始まる箇所における排水管の内径又は排水渠の内り幅（壁の上端において計るものとする。以下同じ。）が二百五十五ミリメートルで、かつ、当該下水道の終る箇所における管渠（排水管又は排水渠をいう。以下同じ。）の排除することができる下水の量が一日に一万立方メートルのもの

（流域別下水道整備総合計画を定めるべき公共の水域又は海域の要件）

第二条 法第二条の二第一項に規定する政令で定める要件は、同項の水質環境基準が定められた河川その他の公共の水域又は海域の水質の汚濁が二以上の市町村の区域における汚水によるものであり、かつ、当該公共の水域又は海域の環境上の条件を主として下水道の整備によつて当該水質環境基準に達せしめる必要があることとする。すると、排出される下水の窒素含有量又は燃<sup>かん</sup>含有量を削減する必要がある公共の水域又は海域の要件（排出される下水の窒素含有量又は燃<sup>かん</sup>含有量を削減する必要がある公共の水域又は海域の要件）

第二条の二 法第二条の二第一項第五号に規定する政令で定める要件は、次のとおりとする。

（事業計画の決定及び変更）

第三条 公共下水道管理者は、法第四条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により、事業計画を定め、又は事業計画の変更（第五条の二の軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、その決定又は変更に係る予定処理区域（雨水公共下水道に係るものにあつては、予定排水区域。次条第一号及び第五条の二第五号において同じ。）又は工事の着手若しくは完成の予定年月日を公示して、これらの事項に關し利害關係人に意見を申し出る機会を与えなければならない。

（公共下水道に係る事業計画の協議の申出）

第四条 公共下水道管理者は、法第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画の協議を申し出ようとするときは、申出書に事業計画を記載した書類（事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）及び次に掲げる事項（事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更に係るものに限る。）を記載した書類を添付し、これを都道府県知事（都道府県が設置する公共下水道の事業計画その他次条に規定する事業計画にあつては、国土交通大臣）に提出しなければならぬ。

一 窒素含有量又は燃<sup>かん</sup>含有量が、当該公共の水域又は海域について定められたこれらについての法第二条の二第一項の水質環境基準に現に適合しておらず、又は適合しないこととなるおそれが高いと認められること。

二 当該公共の水域又は海域の閉鎖性、水量その他の自然的条件からみて、当該公共の水域又は海域に排出される下水に含まれる窒素又は燃<sup>かん</sup>が滞留しやすい状況にあると認められること。

（高度処理終末処理場から放流する下水の窒素含有量又は燃<sup>かん</sup>含有量に係る水質の基準）

又は燃<sup>かん</sup>が滞留しやすい状況にあると認められること。

一 予定処理区域及びその周辺の地域の地形及び土地利用の状況

二 計画下水量及びその算出の根拠

三 公共下水道からの放流水及び処理施設において処理すべき、又は流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水の予定水質並びにその推定の根拠

四 下水の放流先の状況

五 毎会計年度の工事費（維持管理に要する費用を含む。）に規定する政令

六 予定額及びその予定財源（国土交通大臣に協議する事業計画）

七 每会計年度の工事費（維持管理に要する費用を含む。）に規定する政令で定める主要な管渠（これを補完する貯留施設を含む。）の配置、構造若しくは能力又は点検の方法若しくは頻度の変更。ただし、同一の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条に規定する道号（以下この号及び第二十四条の三第一項第二号において「一般公共下水道」という。）の事業計画のうち、次のいずれかに該当するもの

一 法第二条第三号イに該当する公共下水道（以下この号及び第二十四条の三第一項第二号において「一般公共下水道」という。）の事業計画のうち、次のいずれかに該当するもの

一 予定処理区域（予定処理区域を拡張するもの）に接続する一般公共下水道の事業計画

二 第五条の二第一号（処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。）第二号、第四号又は第六号のいずれかに該当する

ハ 第五条の二第一号（処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。）第二号、第四号又は第六号のいずれかに該当する

ハ 第五条の二第一号（処理施設に係る吐口の配置の変更のみの変更に係る事業計画）

五 予定処理区域の変更（前三号のいずれかに該当する変更に伴うものに限る。）

六 計画降雨の設定又は変更

七 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更

（公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準）

八 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更

九 予定処理区域（予定処理区域を拡張するもの）に接続する一般公共下水道の事業計画

一 第五条の二第一号（処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。）第二号、第四号又は第六号のいずれかに該当する

ハ 第五条の二第一号（処理施設に係る吐口の配置の変更のみの変更に係る事業計画）

五 予定処理区域の変更（前三号のいずれかに該当する変更に伴うものに限る。）

六 計画降雨の設定又は変更

七 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更

三 終末処理場の配置又は下水の処理能力の変更を伴わない事業計画の変更に係る協議又は届出を受けた場合

（協議等を要しない事業計画の軽微な変更）

四 法第四条第六項に規定する政令で定める事業計画の軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

一 公共下水道からの放流水の吐口で国土交通省令で定める主要な管渠（これを補完する貯留施設を含む。）の配置、構造若しくは能力又は点検の方法若しくは頻度の変更。ただし、同一の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条に規定する道号（以下この号及び第二十四条の三第一項第二号において「一般公共下水道」という。）の事業計画のうち、次のいずれかに該当するもの

一 法第二条第三号イに該当する公共下水道（以下この号及び第二十四条の三第一項第二号において「一般公共下水道」という。）の事業計画のうち、次のいずれかに該当するもの

一 予定処理区域（予定処理区域を拡張するもの）に接続する一般公共下水道の事業計画

二 第五条の二第一号（処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。）第二号、第四号又は第六号のいずれかに該当する

ハ 第五条の二第一号（処理施設に係る吐口の配置の変更のみの変更に係る事業計画）

五 予定処理区域の変更（前三号のいずれかに該当する変更に伴うものに限る。）

六 計画降雨の設定又は変更

七 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更

（公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準）

八 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更

九 予定処理区域（予定処理区域を拡張するもの）に接続する一般公共下水道の事業計画

一 第五条の二第一号（処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。）第二号、第四号又は第六号のいずれかに該当する

ハ 第五条の二第一号（処理施設に係る吐口の配置の変更のみの変更に係る事業計画）

五 予定処理区域の変更（前三号のいずれかに該当する変更に伴うものに限る。）

六 計画降雨の設定又は変更

七 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更

（公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準）

八 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更

九 予定処理区域（予定処理区域を拡張するもの）に接続する一般公共下水道の事業計画

一 第五条の二第一号（処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。）第二号、第四号又は第六号のいずれかに該当する

ハ 第五条の二第一号（処理施設に係る吐口の配置の変更のみの変更に係る事業計画）

五 予定処理区域の変更（前三号のいずれかに該当する変更に伴うものに限る。）

六 計画降雨の設定又は変更

七 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更

（公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準）

八 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更

九 予定処理区域（予定処理区域を拡張するもの）に接続する一般公共下水道の事業計画

一 第五条の二第一号（処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。）第二号、第四号又は第六号のいずれかに該当する

ハ 第五条の二第一号（処理施設に係る吐口の配置の変更のみの変更に係る事業計画）

五 予定処理区域の変更（前三号のいずれかに該当する変更に伴うものに限る。）

六 計画降雨の設定又は変更

七 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更

（公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準）

八 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更

九 予定処理区域（予定処理区域を拡張するもの）に接続する一般公共下水道の事業計画

一 第五条の二第一号（処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。）第二号、第四号又は第六号のいずれかに該当する

ハ 第五条の二第一号（処理施設に係る吐口の配置の変更のみの変更に係る事業計画）

五 予定処理区域の変更（前三号のいずれかに該当する変更に伴うものに限る。）

六 計画降雨の設定又は変更

七 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更

（公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準）

八 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更

九 予定処理区域（予定処理区域を拡張するもの）に接続する一般公共下水道の事業計画

一 第五条の二第一号（処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。）第二号、第四号又は第六号のいずれかに該当する

ハ 第五条の二第一号（処理施設に係る吐口の配置の変更のみの変更に係る事業計画）

五 予定処理区域の変更（前三号のいずれかに該当する変更に伴うものに限る。）

六 計画降雨の設定又は変更

七 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更

（公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準）

八 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更

九 予定処理区域（予定処理区域を拡張するもの）に接続する一般公共下水道の事業計画

一 第五条の二第一号（処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。）第二号、第四号又は第六号のいずれかに該当する

ハ 第五条の二第一号（処理施設に係る吐口の配置の変更のみの変更に係る事業計画）

五 予定処理区域の変更（前三号のいずれかに該当する変更に伴うものに限る。）

六 計画降雨の設定又は変更

七 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更

（公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準）

八 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更

九 予定処理区域（予定処理区域を拡張するもの）に接続する一般公共下水道の事業計画

一 第五条の二第一号（処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。）第二号、第四号又は第六号のいずれかに該当する

ハ 第五条の二第一号（処理施設に係る吐口の配置の変更のみの変更に係る事業計画）

五 予定処理区域の変更（前三号のいずれかに該当する変更に伴うものに限る。）

六 計画降雨の設定又は変更

七 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更

（公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準）

八 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更

九 予定処理区域（予定処理区域を拡張するもの）に接続する一般公共下水道の事業計画

一 第五条の二第一号（処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。）第二号、第四号又は第六号のいずれかに該当する

ハ 第五条の二第一号（処理施設に係る吐口の配置の変更のみの変更に係る事業計画）

五 予定処理区域の変更（前三号のいずれかに該当する変更に伴うものに限る。）

六 計画降雨の設定又は変更

七 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更

（公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準）

八 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更

九 予定処理区域（予定処理区域を拡張するもの）に接続する一般公共下水道の事業計画

一 第五条の二第一号（処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。）第二号、第四号又は第六号のいずれかに該当する

ハ 第五条の二第一号（処理施設に係る吐口の配置の変更のみの変更に係る事業計画）

五 予定処理区域の変更（前三号のいずれかに該当する変更に伴うものに限る。）

六 計画降雨の設定又は変更

七 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更

○ え 下 一 超 え 三 下 一 超	○ え 下 一 超 え 三 下 一 超
循環式硝化脱 窒型膜分離 活性汚泥法 (凝集剤を 添加して処 理するもの に限る)、 嫌気無酸素 好気法(有 限)	循環式硝化脱 窒型膜分離 活性汚泥法 (凝集剤を 添加して処 理するもの に限る)、 嫌気無酸素 好気法(有 限)

一〇 超 二〇 え を		
一 以 下		
嫌 氣 無 酸 素 好 き 方 法	循環式硝化脱 窒型膜分離 法、嫌氣無 酸素好気法 (有機物を 添加して処 理するもの に限る。)に 急速濾過法を 併用する。	式硝化脱窒 法(有機物 及び凝集剤 を添加して 処理するも のに限る。) に急速濾過 法を併用す る方法



前項に定めるもののほか、合流式の公共下水道（流域関連公共下水道を除く。）からの放流水又は合流式の流域下水道及びそれに接続してある全ての合流式の流域関連公共下水道からの放流水の水質についての法第八条に規定する政令で定める技術上の基準は、国土交通省令・環境省令で定める降雨による雨水の影響が大きい時ににおいて、合流式の公共下水道（流域関連公共下水道を除く。）の各吐口又は合流式の流域下水道及びそれに接続してある全ての合流式の流域関連公共下水道の各吐口からの放流水に含まれる生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量の総量を、当該各吐口からの放流水の総量で除した数値が、「リットルにつき五ミリリットル以下である」とする。この場合において、これらの総量は、国土交通省令・環境省令で定める方法により測定し、又は推計した場合における総量とする。

3 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第二百三十八号）第三条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により定める方法により測定し、又は推計した場合における総量とする。

4 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第二百三十八号）第三条第一項各号に掲げる項目以外の項目についても排水基準が定められている放流水については、同項の規定にかわらず、その排水基準を当該項目に係る水質の基準とする。

5 前項の規定によるものほか、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第二百五号）第八条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により定める基準より厳しい排水基準が定められ、又は同項各号に掲げる項目以外の項目についても排水基準が定められている放流水については、この限りでない。

6 下水道管理者である地方公共団体の条例で定めた場合における構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。

7 口 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。

8 管渠の長さがその内径又は内のり幅の百二十倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所

下水道のますその他の排水施設又は他の排水設備に接続されること。

二 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。

三 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水をすることが、ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させること。

四 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、污水と雨水とを分離して排除する構造とすること。

五 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、機能を有するものとすることができる。

六 排水管の内径及び排水渠の断面積は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。

七 汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。以下この条において同じ。）を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りでない。

八 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。

九 ます又はマンホールには、ふた（汚水を排出するための蓋）を設けること。

十 ますの底には、もっぱら雨水を排除すべき箇所

（使用開始等の届出を要する下水の量又は水量）

第八条の二 法第十二条の二第一項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める量は、当該公共下水道又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）を使用しようとする者が最も多量の汚水を排除する一日における当該汚水の量五十立方メートル以上とし、法第十二条の二第一項に規定する政令で定める水質は、次条第一項第四号に該当する水質又は第九条の十若しくは第九条の十一第一項第三号若しくは第六号若しくは第二項第一号、第二号（ただし書を除く。以下この項において同じ。）若しくは第三号から第五号までに定める基準（法第十二条の十一第一項第二号（法第二十五条の三十第一項において准用する場合を含む。次項、第九条の十一第一項及び第二十一条第一項及び第二項において同じ。）を定めている場合にあつては、当該厳しい基準第二号に掲げる基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準）に適合しない水質とする。

第九条の二 法第十二条の二第一項（法第二十五条の三十第一項において准用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める特定施設は、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第八十号）別表第一第六十号の三に掲げる施設（同号ハに掲げる施設のうち温泉法（昭和二十三年法律第二百一十五号）第二条第一項に規定する温泉を利用するものを除く。）と（下水の排除の制限等の規定が適用されない特定施設）

二 前項各号に掲げる数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

四 リグラム以上であるもの

五 ノルマルヘキサン抽出物質含有量「リットルにつき五十ミリグラムを超えるもの

六 リグラムを超えるもの

七 リグラムを超えるもの

八 リグラムを超えるもの

九 リグラムを超えるもの

十 リグラムを超えるもの

（適用除外）

第九条の三 法第十二条の二第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定事業場から排除される下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとしても、水質汚濁防止法第三条第一項又はダイオキシン類対策特別措置法第八条第一項の規定による環境省令で定める場合にあつては、当該厳しい基準（法第十二条の二第一項第二号に定める基準（法第十二条の二第一項第二号の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例でこの基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準）に適合しない水質とする。

（除害施設の設置等に関する条例の基準）

第九条 法第十二条第一項（法第二十五条の三十第一項において准用する場合を含む。）の規定による条例は、次の各号に掲げる項目に關じては、それぞれ当該各号に定める範囲内の水質の下水について定めるものとする。

一 温度 四十五度以上であるもの

二 水素イオン濃度 水素指数五以下又は九以上であるもの

三 ノルマルヘキサン抽出物質含有量「リットルにつき五十ミリグラムを超えるもの

四 リグラムを超えるもの

五 リグラム以上であるもの

六 リグラムを超えるもの

七 リグラムを超えるもの

八 リグラムを超えるもの

九 リグラムを超えるもの

十 リグラムを超えるもの

（排水設備の設置を要しない場合）

第七条 法第十条第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第八条第一号の規定により坑水及び廃水の処理に伴う鉱害の防止のため必要な措置を講じなければならない場合とする。

（排水設備の設置及び構造の技術上の基準）

第八条 法第十条第三項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 排水設備は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、公共



あつては、当該条例を含む。)により定められた窒素含有量又は燐含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)に排除される下水に係るものに限る。)に閑して水質の基準を定めるものとし、その水質は、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

一 アンモニア性窒素、亞硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 一リットルにつき三百八十九ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に三・八を乗じて得た数値とする。

二 水素イオン濃度 水素指数五を超える未満の放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に三・八を乗じて得た数値とする。

三 生物化学的酸素要求量 五日間に六百ミリグラム未満

四 浮遊物質量 一リットルにつき六百ミリグラム以下 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 一リットルにつき五ミリグラム以下

五 動植物油脂類含有量 一リットルにつき三十ミリグラム以下

六 窒素含有量 一リットルにつき二百四十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。

七 燐含有量 一リットルにつき三十二ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。

製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道又は流域下水道に排除される下水に係る前項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる項目にあつては、同項に規定する下水に係るものの限る。)に関する水質の基準については、それらの施設から排除される汚水の合計量

がその処理施設(流域関連公共下水道にあつては、当該流域関連公共下水道が接続する流域下水道の処理施設。以下この項及び第九条の十一第二項において同じ。)で処理される汚水の量の四分の一以上であると認められるとき、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、前項の基準より厳しいものとすることができる。この場合においては、その水質は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

一 アンモニア性窒素、亞硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 一リットルにつき百二十五ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に三・八を乗じて得た数値とする。

二 水素イオン濃度 水素指数五を超える未満の放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に三・八を乗じて得た数値とする。

三 生物化学的酸素要求量 五日間に三百ミリグラム未満

四 浮遊物質量 一リットルにつき三百五十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に一・二五を乗じて得た数値とする。

五 窒素含有量 一リットルにつき五百ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に一・二五を乗じて得た数値とする。

六 燐含有量 一リットルにつき二十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排放されたとしても、水質汚濁防止法第三条第一項の規定による条例が定められている場合にあつては、当該条例を含む。)により定められた排水基準が適用されない場合に、当該項目についての排水基準が定められていない場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。

特定事業場から排除される前項第一項第二号においては、前二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準より厳しいものであつてはならない。

一 第一项第一号、第六号又は第七号に掲げる項目に係る水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、前二項の規定にかかわらず、当該各号に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合において同じ。)に規定する政令で定める

下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排放されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、又は同法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道から排水基準が適用されるとき。

二 第一项第二号から第五号までに掲げる項目に係る水質に関して、当該下水が河川その他の公共の水域(湖沼を除く。)に直接排放されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定めた基準(前項の規定が適用される場合にあつては、同項第一号、第五号又は第六号に定める基準)より緩やかな排水基準が適用されるとき。

三 水質汚濁防止法特定施設となつての項目に係る下水を排除するとき。流域下水道にその適用されない排水基準についての項目に係る下水を排除するとき。

四 一の施設が水質汚濁防止法特定施設となつて、次にいざれにも該当しないとき。  
事業場から公共下水道又は流域下水道に下水を排除する場合

二 第一项第二号から第五号までに掲げる項目に係る水質に関して、当該下水が河川その他の公共の水域(湖沼を除く。)に直接排放されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定めた基準(前項の規定が適用される場合における同項第二号から第四号までに掲げる項目に係る水質にあつては、当該各号に定める基準)より緩やかな排水基準が適用されるとき。

三 水質汚濁防止法特定施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道又は流域下水道に下水を排除する場合においては、水質汚濁防止法特定施設となつた日から六月(次条第一号に掲げる施設である場合にあつては、一年)を経過したとき。

四 一の施設が水質汚濁防止法特定施設となつて、次にいざれにも該当しないとき。  
事業場から公共下水道又は流域下水道に下水を排除する場合

二 第一项各号及び第二項各号に掲げる数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

(適用除外)

第九条の六 法第十二条の二第五項(法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定事業場から排除される前項第一号、第六号又は第七号に掲げる項目に係る下水に關しては、当該下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排放されたとしても、水質汚濁防止法第三条第一項の規定による条例が定められている場合にあつては、当該条例を含む。)により定められた排水基準が適用されない場合に、当該項目についての排水基準が定められていない場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。

二 第一项各号及び第二項各号に掲げる数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排放されたとしても、水質汚濁防止法第三条第一項の規定による条例が定められている場合にあつては、当該条例を含む。)により定められた排水基準が適用されない場合に、当該項目についての排水基準が定められていない場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。

二 特定事業場から排除される前項第一項第二号から第五号までに掲げる項目に係る下水に關しては、当該下水が河川その他の公共の水域(湖沼を除く。)に直接排放されたとした場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。

三 水質汚濁防止法特定施設となつての項目に係る下水を排除する場合においては、当該特定事業場から当該公共下水道又は当該流域下水道にその適用されない排水基準についての項目に係る下水を排除するとき。

四 一の施設が水質汚濁防止法特定施設となつて、次にいざれにも該当しないとき。  
事業場から公共下水道又は流域下水道に下水を排除する場合

二 第一项各号及び第二項各号に掲げる数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

(法第十二条の二第六項の政令で定める施設)

第九条の七 法第十二条の二第六項(法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)に規定する政制に相当する規制に相当するものがあるとき(当該規定の違反行為に対する处罚規定がないときを除く。)。

口 当該施設が水質汚濁防止法特定施設となつた際既に当該工場又は事業場が水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場である場合にあつては、一年)を経過したとき。

ハ その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される污水の水質につき法第十ニ条の二第五項に規定する規制に相当するものがあるとき(当該規定の違反行為に対する处罚規定がないときを除く。)。

口 当該施設が水質汚濁防止法特定施設となつた際既に当該工場又は事業場が水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場である場合にあつては、一年)を経過したとき。

イ 当該施設が水質汚濁防止法特定施設となつた日から六月(次条第一号に掲げる施設である場合にあつては、一年)を経過したとき。

四 一の施設が水質汚濁防止法特定施設となつて、次にいざれにも該当しないとき。  
事業場から公共下水道又は流域下水道に下水を排除する場合

二 第一项各号及び第二項各号に掲げる数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

(法第十二条の二第六項の政令で定める施設)

第九条の八 法第十二条の九第一項(法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める場合は、次に掲げる施設とする。

一 水質汚濁防止法施行令別表第一第六十六号の四から第六十六号の八まで、第六十八号の二及び第七十号の三に掲げる施設

二 ダイオキシン類対策法特定施設  
(事故時の措置を要する物質又は油)

三 水質汚濁防止法施行令別表第一第六十六号の四から第六十六号の八まで、第六十八号の二及び第七十号の三に掲げる施設

二 第一项各号及び第二項各号に掲げる物質及びダイオキシン類並びに同令第三条の四各号に掲げる油とする。

(事故時の措置が適用されない場合)

第九条の九 法第十二条の九第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第二条第一号から第二十五号まで若しくは第二十八号に掲げる物質（同条第十五号に掲げる物質にあっては、シスー・ニージクロロエチレンに限る。）又はダイオキシン類を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）に流入した場合において、当該下水の水質が法第十二条の二第一項に規定する政令で定める基準に適合するとき。

二 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第二条第二十六号に掲げる物質又は同号第三条の四各号に掲げる油を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入した場合において、当該下水の水質が法第十二条の二第三項の規定に基づく条例で定める基準に適合するとき。

三 当該公共下水道又は当該流域下水道の施設として水質汚濁防止法施行令第二条第一号から第二十五号まで若しくは第二十八号に掲げる物質（同条第十五号に掲げる物質にあっては、シスー・ニージクロロエチレンに限る。）又はダイオキシン類の処理施設が設けられている場合において、当該公共下水道管理者又は当該流域下水道管理者が、国土交通省令で定めるところにより、当該処理施設において下水を処理すべき区域として公示した区域内の特定事業場から当該物質に係る下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入したとき。

（除害施設の設置等に関する条例の基準）

第九条の十一 法第十二条の十一第一項第二号に規定する政令で定める基準は、同号の条例において次の各号に掲げる項目（第四号又は第五号に掲げる項目にあっては、水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令により、又は同号の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量又は燐含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この項及び次項において同じ。）に排除される下水に係るものに限る。）又は物質に関する水質の基準を定めること及び当該水質の基準が当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならないこととする。

一 第九条第一項第一号に掲げる項目 四十五度未満

二 第九条の五第一項第一号から第四号までに掲げる項目 それぞれこれらの号に定める数値

三 第九条の五第一項第五号に掲げる項目 同号に定める数値。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水について同号に定める基準より厳しい排水基準が定められている場合にあっては、その数値とする。

四 硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 一リットルにつき百二十五ミリグラム未満。

五 水素イオン濃度 水素指数五・七を超えてはならない。

六 生物化学的酸素要求量 一リットルにつき五百ミリグラム未満。

七 燐含有量 一リットルにつき二十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道から放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。

八 硫含有量 一リットルにつき三百ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道から放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。

（汚濁原因者負担金の額）

第十条の二 法第十八条の二（法第二十五条の三十及び第三十一条において準用する場合を含む。）に規定する施設の維持で政令で定める軽微ものは、排水渠の開渠である構造の部分又はまでの清掃とする。

（承認を要しない軽微な施設の維持）

第十一条 法第十六条の二（法第二十五条の三十及び第三十一条において准用する場合を含む。）に規定する施設の設置者（過去の設置者を含む。以下この条において同じ。）に負担させる汚濁原因者負担金の額は、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）の規定により納付した特定賦課金の額に、各特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該特定賦課金に係る同法第六条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質の量、全ての特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道若しくは当該流域下水道に係る流域下水道に排除した当該物質の量に対する割合を乗じて得た額を超えない範囲内において、当該公共下水道又は当該流域下水道から河川その他の公共の水域又は海域に当該物質が排出されたことについての公共下水道管理者又は流域下水道管理者の責めに帰すべき事由を参考して定めるものとする。

（工事負担金に係る下水の量の算出方法）

第十二条 法第十九条の規定による下水の量の算出方法は、排水設備から排除される污水について、公共下水道の管渠（取付管渠を除く。）の当該污水が流入すべき部分における計画下水量（合流式の公共下水道にあつては、そのうち汚水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。）

二 条例の規定により、公共下水道又は流域下水道からの放流水についてダイオキシン類に係る排水基準が定められている場合においては、同項に規定する基準（同条第四項に規定する場合においては、同項に規定する基準）及び当該条例に規定する基準

水に係る部分) に五分の一を乗じて計算するものとする。

(事業者から徴収する使用料の基準)  
第十一條の二 法第二十条第三項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第百三十三号)の規定に基づき設置の費用の一部を負担した事業者から徴収する使用料については、その算定の基礎となる法第二十条第二項第二号に規定する原価で設置の費用に係るものは、当該公共下水道の設置の費用の額から公害防止事業費事業者負担法第四条第一項又は第三項の規定による負担総額を控除した額とする。

二 前号の事業者以外の事業者から徴収する使用料については、その算定の基礎となる法第二十条第二項第二号に規定する原価で設置の費用に係るものは、当該公共下水道の設置の費用の額とする。

#### (放流水の水質検査)

第十二條 法第二十一条第一項(法第二十五条の三十において準用する場合を含む。第三項において同じ。)の規定による第六条第一項、第三項及び第四項に規定する技術上の基準に関する放流水の水質についての水質検査は、公共下水道又は流域下水道の各吐口(雨水吐の吐口及び分流式の公共下水道又は流域下水道の雨水を排除すべき吐口を除くものとし、放流水の水質が類似のものであると認められる二以上の吐口については、それらの吐口のうちいずれかの吐口に限る)から放流水の水質に対する雨水の影響も毎月二回(ダイオキシン類についての水質検査にあつては、少なくとも毎年一回)、行うものとする。この場合において、検査に供する放流水は、当該放流水の水質に対する雨水の影響の少ない日において採取しなければならない。

2 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、第九条の四第一項第一号から第三十三号までに掲げる物質のうち、処理区域内における特定施設の設置の状況、過去の水質検査の結果その他事情を勘案して前項に規定する水質検査の回数及び時期による必要がないことが明らかであると認められるものについては、毎年二回を下らない範囲内において同項に規定する水質検査の回数及び時期と別に回数及び時期を定めることができる。

3 法第二十一条第一項の規定による第六条第二項に規定する技術上に関する放流水の水

質についての水質検査は、同項に規定する各吐口(放流水の水質が類似のものであると認められる二以上の吐口については、それらの吐口のうちいずれか一の吐口に限る。)からの放流水について、毎年、同項に規定する時のうち少なうとも一回、行うものとする。

4 前項のほか、放流水の水質が著しく悪化していると疑われる事情があるときは、必要な水質検査を行うものとする。

5 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、第一項、第二項又は前項の規定にかかわらず、同一の項目について水質検査を行うことにより他の項目に係る第六条の技術上の基準に適合するための項目に係る第六条の技術上の基準に適合することができる。

#### (終末処理場の維持管理)

6 第一項から第四項までの水質検査をしたときは、検査に供した放流水を採取した日時及び場所その他の国土交通省令・環境省令で定める事項を明らかにしてその結果を記録し、これを五年間保存しておかなければならぬ。

#### (放流水の水質検査)

第十三條 法第二十一条第二項(法第二十五条の三十において準用する場合を含む。)の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めることを参考して条例で定めるところにより行うものとする。

一 活性汚泥を使用する処理方法によるとき

は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないよう

にエアレーションを調節すること。

二 沈殿池又は沈殿池のどろために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。

三 急速濾過法によるとときは、濾床が詰まらないよう定期的にその洗浄等を行うとともに

に、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。

四 前号のほか、施設の機能を維持するため必要な措置を講ずること。

五 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。

六 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排氣、排液又は残さない物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう国土交通大臣及び環境大臣が定める措置を講ずること。

(発生汚泥等)

第十三条の二 法第二十一条の二第一項(法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)の四において同じ。)に規定する政令で定めるものは、スクリーンかす、砂、土、汚泥その他これらに類するもの(次条において「発生汚泥等」という。)とする。

(発生汚泥等の処理の基準)

一 発生汚泥等は、速やかに処理すること。

二 発生汚泥等(次条に規定する国土交通大臣及び環境大臣が指定する汚泥を除く。以下この条において同じ。)の運搬に当たつては、次に掲げるところによること。

イ 発生汚泥等が飛散し、及び流出しないようすること。

ロ 運搬に伴う臭氣、騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないようにならぬ措置を講ずること。

三 処理施設のスクリーン、沈殿池又は沈殿池から除去した発生汚泥等(以下この号において「下水汚泥等」という。)の埋立処分に当たつては、次に掲げるところによること。

イ 地中にある空間を利用する処分の方法以外の方法によること。

ロ 埋立処分の場所(以下この号において「埋立地」という。)には、周囲に囲いを設けるとともに、下水汚泥等の処分の場所であることを表示すること。

ハ 埋立地から浸出液によつて公共の水域及び地下水を汚染することのないように必要な措置を講ずること。

二 沈殿池から除去した汚泥の埋立処分(水面埋立処分を除く。)を行う場合には、当該汚泥を、あらかじめ、熱しやく減量十五ペーセント以下に焼却し、又は含水率八十

ヘ 下水汚泥等(熱しやく減量十五ペーセント以下に焼却したもの及び沈殿池から除去した砂を除く。以下「へにおいて同じ。)の埋立処分を行う場合には、埋め立てる下水汚泥等の一層の厚さは、おおむね三メートル(沈殿池から除去した汚泥であつて、消化設備を用いて消化したもの及び有機物の含有量が消化設備を用いて消化したものと

同程度以下のもの以外のものにあつては、おおむね〇・五メートル)以下とし、かつ一層ごとに、その表面を土砂でおおむね〇・五メートル覆うこと。ただし、埋立地の面積が一万平方メートル以下又は埋立地の面積が五万立方メートル以下のおおむね〇・五メートル以下の埋立処分(トにおいて「小規模埋立処分」という。)を行ふ場合は、この限りでない。

ト 沈殿池から除去した汚泥(熱しやく減量十五ペーセント以下に焼却したもの、消化設備を用いて消化したもの及び有機物の含有量が消化設備を用いて消化したものと程度以下のものを除く。)の埋立処分を行う場合には、通気装置を設けて、埋立地から発生するガスを排出すること。ただし、小規模埋立処分を行う場合は、この限りでない。

チ 埋立地の外に悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずること。

リ 埋立地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようになることを。

四 ます又は管渠から除去した土砂その他これに類するものの埋立処分に当たつては、前号イ、ロ、ハ、チ及びリの規定の例により行うこと。

五 バーセント以下にすること。

六 沈殿池から除去した汚泥の水面埋立処分を行う場合には、当該汚泥を、あらかじめ、熱しやく減量十五ペーセント以下に焼却し、又は含水率八十

百号)別表第三の三に掲げる物質及びダイオキシン類とする。)の拡散を防止することが必要であるとして国土交通大臣及び環境大臣が指定する汚泥について、同令第六条の五第一項の基準のうち汚泥に係るものとの例によるものとする。



に相当する課程において下水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した者であつて、三年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年六月以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

三 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において土木科、電気科、機械科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、五年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年六月以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において土木科、電気科、機械科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、七年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事し、かつ、三年六月以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

五 日本下水道事業団法施行令第四条第一項の第二種技術検定に合格した者であつて、二年以下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

六 技術士法の規定による第二次試験のうち国土交通大臣及び環境大臣が定める技術部門に合格した者（国土交通大臣及び環境大臣が定める選択科目を選択した者に限る。）である。

七 前各号に掲げるもののほか、十年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事し、かつ、五年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

八 國土交通省令・環境省令で定めるところにより、前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。

（公共下水道管理者の許可を要しない軽微な行為）

**第十六条** 法第二十四条第一項に規定する政令で定める軽微な行為は、次の各号に掲げるものを設ける行為で、次条第一号ニ本文及びホ、第二号イ及びホ並びに第三号イ及びニの規定に適合するものとする。

一 内径が二十八ミリメートル以下の水道の給水管又はガスの導管

二 百ボルト以下の電圧で電気を伝送する電線

三 主として歩行者の通行の用に供する橋又は踏板で取りはずしの容易なもの

（公共下水道に設ける施設又は工作物その他の物件に関する技術上の基準）

**第十七条** 法第二十四条第二項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 施設又は工作物その他の物件の位置は、次に掲げることによる。

イ 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設のうち、汚水を排除する施設又は工作物その他の物件の位置は、次に掲げること。

ロ 公共下水道に污水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道のます又はマンホール（合流式の公共下水道の専ら雨水を排除すべきます及びマンホールを除く。）に設ける排水施設は、公共下水道の排水渠の開渠部である構造の部分（以下この条において「開渠部分」という。）ます又はマンホールの壁（ますのどろための部分の壁を除く。）に設けること。

ハ 公共下水道に専ら雨水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道の排水渠の開渠部である構造の部分（以下この条において「開渠部分」という。）ます又はマンホールの壁（ますのどろための部分の壁を除く。）に設けること。

二 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設（以下この条において「流入施設」という。）以外のものは、公共下水道の開渠部分の壁の上端より上に（当該部分を縦断するものの幅は、一・五メートルを超えないこと。）

三 工事の実施方法は、次に掲げるところによること。

イ 公共下水道の管渠を一時閉じふさぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれがない時期及び方法を選ぶこと。

ロ 流入施設は、公共下水道の開渠部分、ます又はマンホールの壁から突出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。

ハ 水道の給水管又はガスの導管を公共下水道の開渠部分の壁に設けるときは、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。

二 その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼさないもの。

（排水設備の技術上の基準に相当する条例の基準）

**第十七条の四** 法第二十五条の二に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 条例の技術上の基準は、第八条各号に掲げる技術上の基準に相当する基準を含むものであること。

二 条例の技術上の基準は、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させるために必要な排水設備の設置及び構造の基準を定めるものとして次に掲げる条件に適合するものであることを。

の他の物件の構造に支障を及ぼさないものであること。

（公共下水道の暗渠に設けることのできる物件）

**第十七条の一** 法第二十四条第三項第三号に規定する公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものは、次に掲げる工作物であつて、公共下水道管理者が下水の排除に著しい支障を及ぼすおそれのない構造であると認めたものとする。

一 量水標等を支持し、又は保護するための工作物

二 電線を支持し、保護し、又は相互に接続するための工作物

三 下水を熱源とする熱（以下「下水熱」という。）を利用するための熱交換器による下水熱の効率的な利用のために必要な温度計その他測定器並びに当該熱交換器及び当該測定器を支持し、又は保護するための工作物

（公共下水道の暗渠に電線等を設けることができる者）

一 下水を熱源とする熱（以下「下水熱」という。）を利用するための熱交換器による下水熱の効率的な利用のために必要な温度計その他測定器並びに当該熱交換器及び当該測定器を支持し、又は保護するための工作物

（公共下水道の暗渠に電線等を設けることができる者）

二 電線を支持し、保護し、又は相互に接続するための工作物

三 下水を熱源とする熱（以下「下水熱」という。）を利用するための熱交換器による下水熱の効率的な利用のために必要な温度計その他測定器並びに当該熱交換器及び当該測定器を支持し、又は保護するための工作物

（公共下水道の暗渠に電線等を設けることができる者）

二 法第二十四条第三項第三号ロに規定する政令で定める者は、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第一百二十九条第一項に規定する登録一般放送事業者（その設置する有線電気通信設備を用いて同法第二条第三号に規定する一般放送の業務を行つた者に限る。）とする。

三 法第二十四条第三項第三号ハに規定する政令で定める者は、公共下水道管理者が次に掲げる要件に該当すると認めた者とする。

（公共下水道の暗渠に電線等を設けることができる者）

一 下水熱の利用に関する適正かつ確実な計画を有する者であること。

二 下水熱の利用を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。

（排水設備の技術上の基準に相当する条例の基準）

**第十七条の四** 法第二十五条の二に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 条例の技術上の基準は、第八条各号に掲げる技術上の基準に相当する基準を含むものであること。

二 条例の技術上の基準は、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させるために必要な排水設備の設置及び構造の基準を定めるものとして次に掲げる条件に適合するものであることを。

イ 排水設備の設置及び構造に関する事項と

して国土交通省令に定めるものが規定されているものであること。

ロ 浸水被害の防止を図るために必要な最小

限度のものであり、かつ、排水設備を設置する者に不当な義務を課すことならぬものであること。

ハ 排水設備を設置する土地の形質、排水設備を設置する者の負担その他の事項を勘案して必要があると認める場合にあつては、

浸水被害対策区域を二以上の地区に分割し、又は排水設備を設置する土地の用途その他他の事項に区分し、それぞれの地区又は事項に適用する基準を定めるものであるこ

と。

(管理協定の対象となる雨水貯留施設の規模)

**第十七条の五** 法第二十五条の三第一項に規定する政令で定める規模は、雨水を貯留する容量が百立方メートルのものとする。ただし、その地

方の浸水被害の発生の状況又は自然的・社会的条件の特殊性を勘案し、当該浸水被害対策区域における浸水被害の発生の防止を図るために必要があると認める場合においては、公共下水道管理者は、当該規模について、条例で、区域を限り、雨水を貯留する容量を百立方メートル未満で、別に定めることができる。

(雨水貯留施設の設置に要する費用の補助)

国に認定事業者に対する補助金の額は、認定計画に係る雨水貯留施設の設置に要する費用に二分の一を乗じて得た額とする。

法第二十五条の十五の規定による地方公共団体の認定事業者に対する補助金の額は、認定計画に係る雨水貯留施設の設置に要する費用に二分の一を乗じて得た額とする。

法第二十五条の十五の規定による地方公共団体の認定事業者に対する補助金の額は、認定計画に係る雨水貯留施設の設置に要する費用に二分の一を乗じて得た額とする。

2 (流域下水道に係る事業計画の協議の申出)

第十七条の七 流域下水道管理者は、法第二十五条の二十三第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画の協議を申し出ようとするときは、その変更の協議を申し出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）及び次に掲げる事項（事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変

更に係るものに限る。）を記載した書類を添付し、これを国土交通大臣（次条に規定する事業計画にあつては、都道府県知事）に提出しなければならない。

一 流域関連公共下水道の予定処理区域（雨水

流域下水道に係るものにあつては、予定排水区域。第十七条の十第七号において同じ。）

及びその周辺の地域の地形及び土地利用の状況

二 計画下水量及び流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水の量並びにその算出

三 流域下水道からの放流水、処理施設において処理すべき下水及び流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水の予定水質並びにその推定の根拠

四 下水の放流先の状況

五 每会計年度の工事費（維持管理に要する費用を含む。）の予定額及びその予定財源

六 関係市町村の意見の概要

(都道府県知事に協議する事業計画)

七 流域関連公共下水道が接続する位置の変更

八 流域関連公共下水道の予定処理区域の変更（第一号から第三号まで又は前二号のいずれかに該当する変更に伴うものに限る。）

九 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更

八 計画降雨の設定又は変更

一 指定都市以外の市町村が設置する流域下水道の事業計画

二 指定都市が設置する流域下水道の事業計画

(うち、第十七条の十第一号から第三号まで、第四号（処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。）又は第八号のいずれかに該当する変更のみの変更に係る事業計画)

(環境大臣の意見を聴くこと等を要しない場合)

第十七条の九 法第二十五条の二十三第七項において準用する同条第四項又は第六項に規定する政令で定める場合は、終末処理場の配位置又は下水の処理能力の変更を伴わない事業計画の変更に係る協議又は届出を受けた場合とする。

(協議等を要しない事業計画の軽微な変更)

第十七条の十 法第二十五条の二十三第七項に規定する政令で定める事業計画の軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

一 管渠（これを補完する貯留施設を含む。）の配置、構造若しくは能力又は点検の方法若しくは頻度の変更。ただし、同一の建築基準法第四十二条に規定する道路内における位置の変更を除く。

二 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設の新設又は配置、構造若しくは能力の変更

三 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の新設又は配置若しくは下水の処理能力の変更

四 流域下水道からの放流水の吐口の配置の変更

五 処理施設（これを補完する施設を含む。）の新設又は配置若しくは下水の処理能力の変更

六 流域関連公共下水道が接続する位置の変更

七 流域関連公共下水道の予定処理区域の変更（第一号から第三号まで又は前二号のいずれかに該当する変更に伴うものに限る。）

八 計画降雨の設定又は変更

九 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更

（流域下水道の施設に設けることのできる物件）

第十七条の十一 法第二十五条の二十九第三号に規定する流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものは、第十七条の二各号に掲げる工作物であつて、流域下水道管理者が流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのない構造であると認められたものとする。

（都市下水路に設ける施設又は工作物その他の物件に関する技術上の基準）

第十九条 法第二十九条第一項に規定する政令で定める軽微な行為は、第十六条各号に掲げるものを設ける行為で、次条第二号の規定によりその例によるものとされる第十七条第一号ニ本文及びホ、第二号イ及びホ並びに第三号イ及びニの規定に適合するものとする。

（都市下水路に設ける施設又は工作物その他の物件に関する技術上の基準）

第二十条 法第二十九条第二項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

（都市下水路に污水を流入させるために設けたものとする。

（流域下水道の施設に物件を設けることができるだけ底に近い箇所に設けること）

二 第十七条第一号ハからホまで、第二号イ、ハ及びホ、第三号並びに第四号の規定の例によること。

三 水質汚濁防止法第三条第一項若しくはダイオキシン類対策特別措置法第八条第一項の規定による環境省令により、又は水質汚濁防止法第三条第三項若しくはダイオキシン類対策特別措置法第八条第三項の規定による条例その他の条例により定められた排水基準に適合する下水以外の物を都市下水路に入れるために設ける施設でないこと。

（特定排水施設に係る下水の量及び水質）

第二十一条 法第三十条第一項第一号に規定する政令で定める量は、当該事業所が最も多量の汚水を排除する一日における当該汚水の量百立方メートルとする。

2 法第三十条第一項第二号に規定する政令で定める水質は、第九条第一項第四号に該当する水質又は第九条の四第一項各号若しくは第九条の

第五項（第一号ただし書、第六号及び第七号

を除く。)若しくは第九条の十一第一項第一号若しくは第六号に規定する基準に適合しない水質とし、法第三十条第一項第二号に規定する政令で定める量は、当該事業所が最も多量の污水を排出する一日における当該汚水の量五十立方メートルとする。(特定排水施設の構造の技術上の基準)

**第二十二条** 法第三十条第一項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 第八条第二号、第三号及び第八号から第十一号までの規定の例によること。

二 管渠の勾配並びに排水管の内径及び排水渠の断面積は、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

三 第九条第一項第四号に該当する水質又は第九条の四第一項各号若しくは第九条の五第一項(第一号ただし書、第六号及び第七号を除く。)若しくは第九条の十一第一項第一号若しくは第六号に規定する基準に適合しない水質の污水を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業、ガス供給業又は鉱業の用に供する施設の敷地内においては、この限りでない。

(既設特定排水施設に係る事業所の大規模な増築又は改築)

**第二十三条** 法第三十条第二項に規定する政令で定める大規模な増築又は改築は、事業所の建築物の延べ面積(事業所の建築物が二以上あるときは、その延べ面積の合計。以下この条において同じ。)が十分の三以上の増加となる建築物の増築又は改築部分の床面積の合計が事業所の建築物の延べ面積の二分の一以上である建築物の改築とする。

(損失補償の裁決の申請)

**第二十四条** 法第三十二条第十項(法第三十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、次の各号に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

一 裁決申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)

二 相手方である公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者

三 損失の事実

四 損失の補償の見積及びその内容

## 五 協議の経過 (国庫補助)

地方公共団体に対する補助金の額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 公共下水道(特定の事業者の事業活動に係る費用を除く。)次に掲げる費用の区分に応じ、それぞれに定める額。

イ 公共下水道(特定の事業者の事業活動に係る費用を除く。)次に掲げる費用の区分に応じ、それぞれに定める額。

イ 公共下水道(特定公共下水道を除く。)当該費用の額から公害主として利用される公共下水道(以下この項において「特定公共下水道」という。)を除く。)の主要な管渠及び終末処理場並びにこれらの施設を補完するポンプ施設を除く。)当該費用の額に二分の一(終末処理場の設置又は改築に要する費用で国土交通大臣が定めるものにあつては、十分の五・五)を乗じて得た額。

ロ 特定公共下水道 当該費用の額から公害防止事業費事業者負担法第四条第一項若しくは第三項の規定による負担総額又は国土交通大臣が定める額を控除した額に三分の一を乗じて得た額。

ハ 流域下水道 当該費用の額に二分の一(三分の二)を乗じて得た額。

四 都市下水路の設置又は改築に要する費用 当該費用の額に十分の四を乗じて得た額。

五)を乗じて得た額

ロ 特定公共下水道の主要な管渠及び終末処理場並びにこれらの施設を補完するポンプ施設その他の主要な補完施設の設置又は改築に要する費用(国土交通大臣が定める費用を除く。)当該費用の額に二分の一(終末処理場の設置又は改築に要する費用で国土交通大臣が定めるものにあつては、十分の五・五)を乗じて得た額。

ハ 流域下水道 当該費用の額に二分の一(三分の二)を乗じて得た額。

四 都市下水路の設置又は改築に要する費用 当該費用の額に十分の四を乗じて得た額。

前項第一号に規定する主要な管渠の範囲は、公共下水道を合流式と分流式とに区分して、管渠の口径、予定処理区域又は予定排水区域の面積、当該管渠の下水排除面積又は下水排除量等を基準として国土交通大臣が定めるものとする。

(都道府県知事が指示する下水道)

**第二十四条の三** 法第三十七条第一項に規定する政令で定める下水道は、工事に関する指示に係るものにあつては次に掲げるものとし、維持管理に関する指示に係るものにあつては都道府県以外の地方公共団体が管理するものとする。

一 都道府県及び指定都市以外の地方公共団体が管理する公共下水道

二 指定都市が管理する公共下水道のうち、次に掲げるもの

イ 一般公共下水道のうち、予定処理区域の面積が百ヘクタール以下のもの又は流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に接続するもの

三 法第二条の二第五項の規定により流域別下水道整備総合計画に記載された事項に係る高水度処理場を管理する地方公共団体が、当該流域別下水道のものに限る。)について定めたところにより、他の地方公共団体が管理する特定終末処理場(当該高度処理終末処理場に係る下水道と同じ同条第二項第二号の区域に係る下水道のものに限る。)について定められた削減目標量を超過する量の窒素含有量又は

終末処理場の設置又は改築(国土交通大臣が定めるものに限る。)に要する費用(国土交通大臣が定める費用を除く。)次に掲げる当該他の地方公共団体が管理する下水道の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

イ 公共下水道(特定公共下水道を除く。)当該費用の額に二分の一(国土交通大臣が定める費用にあつては、十分の五・五)を乗じて得た額。

ロ 特定公共下水道 当該費用の額から公害防止事業費事業者負担法第四条第一項若しくは第三項の規定による負担総額又は国土交通大臣が定める額を控除した額に三分の一を乗じて得た額。

ハ 流域下水道 当該費用の額に二分の一(三分の二)を乗じて得た額。

四 都市下水路の設置又は改築に要する費用 当該費用の額に十分の四を乗じて得た額。

前項第一号に規定する主要な管渠の範囲は、公共下水道を合流式と分流式とに区分して、管渠の口径、予定処理区域又は予定排水区域の面積、当該管渠の下水排除面積又は下水排除量等を基準として国土交通大臣が定めるものとする。

(報告の徴収できる下水の水質等)

**第二十五条** 法第三十九条の二に規定する政令で定める水質は、第九条第一項第四号に該当する場合に、都道府県知事が法第三十七条第三項の指示をするため必要な場合とする。

2 法第三十九条第二項に規定する政令で定める水質は、都道府県知事が法第三十九条第一項の指示をするため必要な場合とする。

3 法第三十九条の二に規定する政令で定める水質又は、特定施設の設置者以外の者とする。

4 (施行期日)

1 この政令は、法の施行の日(昭和三十四年四月二十三日)から施行する。

2 法第三十七条第三項に規定する政令で定める水質は、都道府県以外の地方公共団体が管理する都市下水路

3 都道府県及び指定都市以外の地方公共団体が管理する流域下水道

4 都道府県以外の地方公共団体が管理している都市下水路

5 法第三十九条の二に規定する政令で定める者は、特定施設の設置者以外の者とする。

附 則

1 (施行期日)

2 法第三十九条の二に規定する政令で定める者は、特定施設の設置者以外の者とする。

3 法第三十九条の二に規定する政令で定める者は、特定施設の設置者以外の者とする。

4 (排水設備に関する経過措置)

2 第八条第七号から第十号までの規定は、この政令の施行の際現に存する排水設備については、これを改築する場合を除き、適用しない。  
 3 公共下水道（特定公共下水道を除く）、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に要する費用についての第二十四条の二第一項の規定の平成四年度までの各年度における適用に関する規定は、同項第一号中「十分の四」とあるのは「十分の六（終末処理場の設置又は改築による費用で建設大臣が定めるものにあつては、三分の二）」と、同項第二号中「一分の一」とあるのは「三分の二（終末処理場（小規模な流域下水道に係るものとして建設大臣が指定するものを除く。）の設置又は改築に要する費用のうち建設大臣が定める費用（以下「特定費用」といいう。）にあつては四分の三、小規模な流域下水道に係るものとして建設大臣が指定する終末処理場の設置又は改築に要する特定費用以外の費用にあつては十分の六）」と、同項第三号中「三分の一」とあるのは「十分の四」とする。  
 4 （昭和六十一年度の特例）前項の規定の昭和六十一年度における適用については、同項中「十分の六」とあるのは「十分の五・五」と、「三分の二」とあるのは「十分の六」と、「四分の三」とあるのは「三分の二」とする。  
 5 （昭和六十一年度、平成三年度及び平成四年度の特例）附則第三項の規定の昭和六十一年度、平成三年度及び平成四年度における適用については、同項中「十分の六」とあるのは「二分の一」と、「三分の二」とあるのは「十分の五・五」と、「四分の三」とあるのは「十分の六」とする。  
 6 （昭和六十二年度から平成二年度までの特例）附則第三項の規定の昭和六十二年度から平成二年度までの各年度における適用については、同項中「十分の六」とあるのは「二分の一」と、「三分の二」とあるのは「十分の五・五」と、「四分の三」とあるのは「十分の六」とする。

7 法附則第五条第二項に規定する政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。  
 8 前項に規定する期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第五条第一項の規定による貸付け金（以下「国庫の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。  
 9 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。  
 10 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。  
 11 法附則第五条第五項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。

附 則（昭和三六年一二月二六日政令第四二七号）  
 この政令は、公布の日から施行する。  
 附 則（昭和四五年七月二八日政令第二三〇号）  
 一（施行期日）  
 1 この政令は、公布の日から施行する。  
 附 則（昭和四五年一〇月一四日政令第一一号）  
 1（施行期日）  
 1 この政令は、公布の日から施行する。  
 附 則（昭和四五年一〇月一七日政令第一八八号）  
 1（施行期日）  
 1 この政令は、公布の日から施行する。  
 附 則（昭和四六年六月二三日政令第二一〇三号）  
 1（施行期日）  
 1 この政令は、昭和四十六年六月二十四日から施行する。  
 附 則（昭和四六年六月二三日政令第二一〇三号）  
 1（施行期日）  
 1 この政令は、昭和四十六年六月二十四日から施行する。

附 則（昭和四六年六月二三日政令第二一〇三号）  
 1（施行期日）  
 1 この政令は、昭和四十六年六月二十四日から施行する。  
 附 則（昭和四六年六月二三日政令第二一〇三号）  
 1（施行期日）  
 1 この政令は、昭和四十六年六月二十四日から施行する。  
 附 則（昭和四六年六月二三日政令第二一〇三号）  
 1（施行期日）  
 1 この政令は、昭和四十六年六月二十四日から施行する。  
 附 則（昭和四六年六月二三日政令第二一〇三号）  
 1（施行期日）  
 1 この政令は、昭和四十六年六月二十四日から施行する。

附 則（昭和四九年一〇月九日政令第二一八九号）  
 1（施行期日）  
 1 この政令は、昭和四十九年十月三十日から施行する。  
 附 則（昭和五〇年一〇月九日政令第二一八九号）  
 1（施行期日）  
 1 この政令は、昭和四十九年十月三十日から施行する。  
 附 則（昭和五一年一二月二一日政令第二三二〇号）  
 1（施行期日）  
 1 この政令は、昭和四十九年十月三十日から施行する。



この政令は、平成五年十月一日から施行する。

**附 則** (平成五年一二月三日政令第三八五号) 抄

(施行期日) この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成五年十二月十五日)から施行する。

**附 則** (平成五年一二月二七日政令第四〇五号)

(施行期日) この政令は、平成六年二月一日から施行する。

**附 則** (平成六年七月一日政令第二一五号)

(施行期日) この政令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成七年七月一四日政令第二九〇号) 抄

(施行期日) この政令は、平成八年二月一日から施行する。

**附 則** (平成八年一一月二七日政令第三二六号) 抄

(施行期日) この政令は、平成八年一月一日から施行する。

**附 則** (平成一〇年一〇月三〇日政令第三五一号) 抄

(施行期日) この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一一一二月一〇日政令第三五二号) 抄

(施行期日) この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一二一二月二七日政令第三四三五号) 抄

(施行期日) この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一二一二月二七日政令第三四三五号) 抄

(施行期日) この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一二一二月二七日政令第三四三五号) 抄

(施行期日) この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一二一二月二七日政令第三四三五号) 抄

(施行期日) この政令は、ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)の施行の日(平成十二年一月十五日)から施行する。

**附 則** (平成一二一二年六月七日政令第三二号) 抄

(施行期日) この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

**附 則** (平成一二年七月二四日政令第三九一号) 抄

(施行期日) この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一三年六月二二日政令第二一三号) 抄

(施行期日) この政令は、平成十三年七月一日から施行する。

**附 則** (平成一四年二月八日政令第二七号)

(施行期日) この政令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一四年一〇月二三日政令第三二三号) 抄

(施行期日) この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一五年九月二五日政令第四三五号) 抄

(施行期日) この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成一五年九月二五日政令第四三五号) 抄

(施行期日) この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成一六年一〇月二七日政令第三二六号) 抄

(施行期日) この政令は、下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律(平成八年法律第五十九号)第二条及び附則第一項の規定の施行の日(平成八年十一月一日)から施行する。

**附 則** (平成一〇年一〇月三〇日政令第三三五号) 抄

(施行期日) この政令は、下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律(平成八年法律第五十九号)第二条及び附則第一項の規定の施行の日(平成八年十一月一日)から施行する。

**附 則** (平成一一一二月一〇日政令第三三五二号) 抄

(施行期日) この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一一一二月二七日政令第三三五三号) 抄

(施行期日) この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一二一二月二七日政令第三三五四号) 抄

(施行期日) この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一二一二月二七日政令第三三五五号) 抄

(施行期日) この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一二一二月二七日政令第三三五六号) 抄

(施行期日) この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一二一二月二七日政令第三三五七号) 抄

(施行期日) この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

の面積が国土交通省令で定める面積以上であるものの雨水吐又は合流式の流域下水道及びそれらに接続している合流式の流域関連公共下水道であって当該合流式の流域関連公共下水道の面積の合計が国土交通省令で定める面積以上であるものの雨水吐にあっては、二十年)を経過した日から適用する。

この政令の施行の際現に存する公共下水道又は流域下水道(標準散水濾床法により下水を処理するもの、高速散水濾床法、モディファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するもの又は沈殿法により下水を処理するものに限る)からの放流水の水質の浮遊物質量に係る技術上の基準については、新令第六条第一項第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この政令の施行後に当該下水の処理の方法の変更を伴う改築の工事が完了したものについては、この限りでない。

**第三条** この政令の施行の際現に存する公共下水道又は流域下水道からの放流水の水質の生物化下水の処理の方法の変更を伴う改築の工事が完了したものについては、新令第六条第一項第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**第四条** この政令の施行の際現に存する公共下水道又は流域下水道からの放流水の水質の生物化下水の処理の方法の変更を伴う改築の工事が完了したものについては、新令第六条第一項第四号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この政令の施行後に改築(災害復旧として行われるもの、公共下水道又は流域下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたもの及び前条に規定する方法により下水を処理する公下水を処理する公下水道又は流域下水道に係るものであつて当該下水の処理の方法の変更を伴わないものを除く。)の工事が完了したものについては、この限りでない。

**第五条** この政令の施行の際現に存する合流式の公共下水道又は流域下水道については、この政令の施行の日から起算して十年(合流式の公共下水道(流域関連公共下水道を除く。))である。

**第六条** この政令の施行の際現に存する合流式の公共下水道又は流域下水道については、この政令の施行の日(平成十七年十一月一日)から施行する。ただし、第五条の四第二号の次に一号を加える改正規定、同条に一号を加える改正規定及び第五条の六の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

**第七条** この政令の施行による改正前の終末処理場の維持管理については、この政令による改正前の下水道法施行令第十三条第二号の規定は、なおその効力を有する。

**附 則** (平成一六年一〇月二七日政令第三二八号)

(施行期日) この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一七年一〇月二六日政令第三三七号) 抄

(施行期日) この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一七年一〇月二六日政令第三三七号) 抄

(施行期日) この政令は、下水道法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年十一月一日)から施行する。ただし、第五条の四第二号の次に一号を加える改正規定、同条に一号を加える改正規定及び第五条の六の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

**第二条** この政令は、下水道法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年十一月一日)から施行する。ただし、第五条の四第二号の次に一号を加える改正規定、同条に一号を加える改正規定及び第五条の六の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

**第一条** この政令は、下水道法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年十一月一日)から施行する。ただし、第五条の四第二号の次に一号を加える改正規定、同条に一号を加える改正規定及び第五条の六の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

**第二条** この政令は、下水道法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年十一月一日)から施行する。ただし、第五条の四第二号の次に一号を加える改正規定、同条に一号を加える改正規定及び第五条の六の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

**第三条** この政令は、下水道法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年十一月一日)から施行する。ただし、第五条の四第二号の次に一号を加える改正規定、同条に一号を加える改正規定及び第五条の六の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

**第四条** この政令は、下水道法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年十一月一日)から施行する。ただし、第五条の四第二号の次に一号を加える改正規定、同条に一号を加える改正規定及び第五条の六の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

**第五条** この政令は、下水道法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年十一月一日)から施行する。ただし、第五条の四第二号の次に一号を加える改正規定、同条に一号を加える改正規定及び第五条の六の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

**第六条** この政令は、下水道法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年十一月一日)から施行する。ただし、第五条の四第二号の次に一号を加える改正規定、同条に一号を加える改正規定及び第五条の六の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

**第七条** この政令は、下水道法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年十一月一日)から施行する。ただし、第五条の四第二号の次に一号を加える改正規定、同条に一号を加える改正規定及び第五条の六の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

**第八条** この政令は、下水道法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年十一月一日)から施行する。ただし、第五条の四第二号の次に一号を加える改正規定、同条に一号を加える改正規定及び第五条の六の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

**第九条** この政令は、下水道法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年十一月一日)から施行する。ただし、第五条の四第二号の次に一号を加える改正規定、同条に一号を加える改正規定及び第五条の六の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

**第十条** この政令は、下水道法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年十一月一日)から施行する。ただし、第五条の四第二号の次に一号を加える改正規定、同条に一号を加える改正規定及び第五条の六の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

**第十一条** この政令は、下水道法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年十一月一日)から施行する。ただし、第五条の四第二号の次に一号を加える改正規定、同条に一号を加える改正規定及び第五条の六の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

**第十二条** この政令は、下水道法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年十一月一日)から施行する。ただし、第五条の四第二号の次に一号を加える改正規定、同条に一号を加える改正規定及び第五条の六の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

**第十三条** この政令は、下水道法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年十一月一日)から施行する。ただし、第五条の四第二号の次に一号を加える改正規定、同条に一号を加える改正規定及び第五条の六の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

